

事業復活支援金の申請が 1 月末頃～始まります！

2021年11月から22年3月までの間に、過去3年間と比べて大幅に減収した月がある事業者が対象。5カ月分に相当する額を一括で給付。減収率に50%と30%の2つの基準があり、50%以上減収した月がある企業には最大250万円、個人最大50万円、30%から50%の場合は最大150万円、個人最大30万円。コロナ関連で売上が落ちたすべての事業者が対象になります。詳しくはHP確認か、事務局まで相談を！

給付対象

下記の①と②をいずれも満たす中堅・中小法人、個人事業主等

- ① **新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること**
- ② ①の影響を受け、**自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準期間の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること**

< 上限額 >

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高※1 1億円以下	年間売上高※1 1億円超～5億円	年間売上高※1 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※1 基準月（2018年11月～2021年3月の間で、対象月※3を判断するため売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

< 算出式 >

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 2} \text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 3} \text{の売上高}) \times 5$$

「まん防」適用により飲食店の時短営業始まります

コロナの再拡大に伴い、21日(金)から新潟県にもまん延防止重点措置の適用がされました。感染拡大防止のため、飲食店は店頭ポスターを張ったり、対策を実施しての営業を行ってください。時短の協力金申請は～2月13日の期間終了後となります。

認証制度の申請受付は3月31日(木)までとなっています。認証を受けているかどうかで今回の時短の要件も異なります。



協力金や給付金、支援金などのお金は事業収入に含めるので課税の対象です。他にも保険の満期で出たお金などは一時金、または雑所得となり、課税対象となります。

申告記帳会を支部ごとで開催しましょう。「まん防」が適用され、集まるのが難しい状況ではありませんが、確定申告の時期も近づいてきています。まずは、自身の帳面付けをし、申告期限前に焦らなくてもいい様に準備をしましょう。

支部長、役員の方は支部の記帳会、支援金申請会などを計画し、集まりを持つようにしてください。

住民税非課税世帯への灯油購入費助成事業について

生活保護世帯、住民税非課税世帯、家計急変世帯については灯油購入費として5,000円の補助が出ます。市や町から書類が届いている方は申請をして補助を貰うようにしましょう。

労働保険事務組合より

第3期の労働保険料が口座振替の方は1月31日(月)に引落としになりますので口座に入金を、現金納付の方も同日までに民商まで支払いを宜しくお願い致します。